

感染症の予防及びまん延防止のための指針

地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立北病院訪問看護ステーション

基本方針

山梨県立北病院訪問看護ステーション（以下「事業所」という）は、利用者および従業者等（以下「利用者等」）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には迅速に必要な処置を講じなければならない。そのために事業所は、感染の予防及びまん延対策を徹底するために本指針を策定する。

また、山梨県立北病院の院内感染対策委員会に属し、感染マニュアル、職員研修、感染対策等について同様に行うものとする。

1. 平常時の対策

（1）事務所内の衛生管理

- ・感染症の予防及びまん延防止のため、事業所内の衛生保持に努める。
- ・事務所内、車内の換気、除菌クロスでの清掃を定期的に実施し、清潔の保持に努める。
- ・マスク、ゴーグル、手袋、エプロンなどの物品管理を定期的に行う。

（2）利用者の健康管理

- ・既往歴について把握する。
- ・利用者の日常を観察し、体調の把握に努める。
- ・利用者の体調、様子などを共有する方法を確認する。
- ・利用者や利用者の家族に対し、感染対策の方法を教育、指導する。
- ・利用者や利用者の家族の感染対策実施状況を把握し、不足している対策を支援する。

（3）職員の健康管理

- ・感染症の既往やワクチン接種状況を把握する。
- ・職員の体調把握（検温・健康管理表への記載）に努める。
- ・体調不良時の申請方法を周知し、申請しやすい環境を整える。
- ・職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対し、教育、指導する。
- ・業務中に感染した場合の方針を明確にし、対応について準備する。

（4）感染予防と対策

- ・職員の標準的感染対策として、手指衛生の徹底および PPE を状況に応じて適切に選択、着脱する。
 - ・湿性生体物質（血液・体液・排泄物など）は感染性があるものとして取り扱い、処理時には適切な PPE を使用する。
 - ・利用者の健康状態を常に注意深く観察する。異常症状を発見した場合は、家族や主治医に連絡する。

2. 感染発生時の対応

感染症が発生した場合には、まん延防止のために速やかに対応を行う。

（1）発生状況の把握

- ・感染者および感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する。
- ・感染者および感染疑い者の感染原因や感染ルート、行動の把握など必要な情報収集を行う。

(2) 感染拡大の防止

- ・感染者および感染疑い者の対処方法を確認し、周知、指導する。
- ・感染者および感染疑い者の支援方法を確認する。
- ・感染状況を本人および家族に説明し感染対策（マスクの着用、手指消毒、行動制限など）の協力を依頼する。
- ・感染者および感染疑い者と接触した関係者（家族、職員など）の体調を確認する。
- ・ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を行う。

(3) 関係機関との連携

- ・医療機関との連携
- ・感染者および感染疑い者の状態を報告し、対処方法を確認する。
- ・医療機関の指示内容を、事業所内で共有する。
- ・北病院感染マニュアルに沿い医療安全室に報告、指示を確認する。

3. 従業者に対する研修の実施

事業所内での感染症発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者および家族などへの適切な対応を行うため、院内感染対策委員会（以下「委員会」という）が開催する研修および訓練（シミュレーション）に参加する。なお、研修の参加状況については、研修参加記録を作成して保存する。

(1) 定期研修

- ・研修は年2回以上参加する。
- ・事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練（シミュレーション）を年1回以上実施する。（委員会で研修を実施するときは代替とする）

4. 委員会への参加

事業所内での感染症発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者および家族などへの適切な対応を行うため、委員会に参加する。

5. 指針の閲覧

「感染症の予防およびまん延防止のための指針」は、利用者及び家族、職員の求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページにも掲載する。

＜附則＞

この指針は、2025年9月19日より施行する。